相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区西ノ京南上合町二一番地、最後の住所岐阜県中津川市福岡三〇九八番地
八二六　被相続人　亡　谷口　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
岐阜県中津川市桃山町二―五五
相続財産管理人　吉村　成春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区新間一〇八九番地五の一の一、最後の住所静岡県静岡市葵区新間一〇八九番地の五の一の一
被相続人　亡　山崎　豊司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
静岡県静岡市葵区安西二丁目二一番地静岡木材会館ビル二階　静岡さくら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　朝倉　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市馬場二丁目六一〇番地、最後の住所滋賀県大津市馬場二丁目一番一四号
被相続人　亡　織田　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
滋賀県草津市西大路町四―三二Hストピア　プラザ一階草津駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中井　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市宗谷二丁目二一番、最後の住所大阪府枚方市宗谷二丁目二一番一号
被相続人　亡　清水　幸造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜MIDビル九階
相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区西柳原町一一番地一、最後の住所神戸市灘区摩耶海岸通二丁目三番九号ハピータウンKOBE
被相続人　亡　酒谷千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
神戸市灘区桜口町四丁目五番一二号フォーラム六甲三〇四号室　司法書士六甲合同事務所
相続財産管理人　司法書士　塩見　栄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県法美郡廣西村四七番屋敷、最後の住所不詳
被相続人　亡　**廣木**　とよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
鳥取県鳥取市西町五丁目一六〇番地二　つばさ司法書士事務所
相続財産管理人　谷口　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市西久万一五二番地、最後の住所高知市西久万三八番地　和泉荘一〇号
被相続人　亡　大井　和泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
事務所高知市上町一丁目四番三二号　中平ビル東館二階
相続財産管理人　弁護士　中川　嶺

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県対馬市厳原町今屋敷七七六番地、最後の住所福岡県筑紫郡那珂川町中原六丁目六番三四号
被相続人　亡　桟原　一彦

平成二十七年二月二十日
大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜MIDビル九階
相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区西柳原町一一番地一、最後の住所神戸市灘区摩耶海岸通二丁目三番九号ハピータウンKOBE
被相続人　亡　酒谷千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
神戸市灘区桜口町四丁目五番一二号フォーラム六甲三〇四号室　司法書士六甲合同事務所
相続財産管理人　司法書士　塩見　栄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県法美郡廣西村四七番屋敷、最後の住所不詳
被相続人　亡　**廣木**　とよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
鳥取県鳥取市西町五丁目一六〇番地二　つばさ司法書士事務所
相続財産管理人　谷口　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市西久万一五二番地、最後の住所高知市西久万三八番地　和泉荘一〇号
被相続人　亡　大井　和泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十日
事務所高知市上町一丁目四番三二号　中平ビル東館二階
相続財産管理人　弁護士　中川　嶺

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県対馬市厳原町今屋敷七七六番地、最後の住所福岡県筑紫郡那珂川町中原六丁目六番三四号
被相続人　亡　桟原　一彦

平成二十七年二月二十日
東京都世田谷区北烏山五丁目七番一号
墳墓等の名称　岩瀬家　山田家　堀田家　上野家　富田家　飯塚家　大竹家　筑波家　三田家　山本家　伊藤家　東家　森家　斉藤家　若山家　佐藤家　鰐淵家　長島家　田口家　吉田家　坂本家　南条家　関川家　小林家　小口家　杉岡家　醍醐家　中村家　前田家　澤井家　北澤家　佐野家　大久保家　黒澤家　櫻井家　三宅家　吉川家　田中家　安藤家　宮地家　神尾家　辻家　藤堂家　梅沢家　牛尾家　川上家　五十嵐家　杉浦家　伊東家　石黒家　坂田家　谷口家　池田家　小林家　高田家　今井家　米井家　黒崎家　浅見家　木村家　八田家　太田家　谷村家　白崎家　不詳十五基

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都世田谷区北烏山五丁目七番一号　真宗　大谷派　乗満寺　住職　遠藤　秀賢

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十七年二月二日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十日
東京都台東区浅草橋二―二七―一一木下ビル三階　日本スポーツ用品厚生年金基金
代表清算人　小賀坂道邦

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年2月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社高井硝子店　②福岡県知事(3)13526　③代表取締役　高井正敏　④福岡県北九州市若松区浜町2丁目19番8号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県北九州市若松区浜町2丁目19番8号　株式会社高井硝子店　代表取締役　高井正敏